

★令和6年所得税・住民税の定額減税について

令和6年度の税制改正において、令和6年の所得税・住民税について定額減税（1人につき所得税3万円、住民税1万円）が実施されることとなりました。

今回はその内容について現時点での国税庁の発表をもとにご案内します。（若林茂）

◎定額減税の対象者

定額減税の対象となるのは、令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である方（給与収入のみの方の場合、原則として給与収入が2,000万円以下である方）となります。

なお、住民税については令和6年度（令和5年分の所得）の個人住民税の合計所得金額が1,805万円以下の納税者が対象となります。

◎定額減税額

①本人（居住者に限る）・・・所得税 3万円（住民税 1万円）

②同一生計配偶者または扶養親族（いずれも居住者に限る）・・・1人につき3万円（住民税1万円）

※たとえば、本人・配偶者・子供1人の世帯の場合、

→ 合計で所得税 9万円（住民税 3万円）となります

◎定額減税の実施方法（所得税）

給与所得者	令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等（賞与を含む）につき源泉徴収をされるべき所得税等の額から控除 ↓ 控除しきれない部分の金額は、以後の給与等に係る源泉徴収所得税等の額から順次控除 ↓ なお、扶養親族の異動等により控除額が変わる場合は、年末調整により調整 ↓ また、①年末調整でも調整しきれない、②年途中で退職し、控除が不十分、③給与収入が2,000万円超、などの場合には、令和6年分の確定申告において最終的な控除の額を計算の上、納付又は還付される所得税の金額を精算する
公的年金等受給者	令和6年6月1日以後最初に支払われる公的年金等につき源泉徴収をされるべき所得税等の額から控除 ↓ 控除しきれない部分の金額は、以後の公的年金等に係る源泉徴収所得税等の額から順次控除
不動産所得・事業所得等	（予定納税の対象となる方）・・・第1期分予定納税額から順次控除※ ↓ （それ以外の方）・・・令和6年分の確定申告の際に控除 ※これに伴い第1期分の納期は7/1～9/30までの期間（本来は7/1～7/31までの期間）に延長されます

◎まとめ

定額減税のみでは納税のない世帯に対応できないため、減税と併せて給付も行われます。そのため世帯によっては①減税のみ、②給付のみ、③一部減税・一部給付、と複雑な制度となってしまいました。また、「ふるさと納税の限度額への影響」（減税される分だけふるさと納税の限度額も下がってしまうのではないかと）については、定額減税前の所得割額を基礎として計算することとなったため、影響は出ないこととなりました。